

公述申出についての注意事項

1. 公聴会の開催日時、場所

- 令和7年9月18日（木） 午後2時から
滋賀県危機管理センター 1階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
- ※「公聴会」とは、県が都市計画の案を作成する際に、住民の方が公開のもとでその案について意見を述べることができる場です。また、公聴会の場で意見を述べる人のことを、「公述人」と呼びます。

2. 公述を希望する方

- 今回の公聴会では、今回都市計画を変更する大津湖南都市計画区域内の市に住所を有する方に限り、公述申出をすることができます。
- また、実際に意見を述べていただく公述人は、以下に従って事前に公述を申し出た方の中から、知事が選定します。

3. 公述申出の受付期間

- 令和7年9月2日（火）から令和7年9月11日（木）
（土曜日および日曜日を除く）
- また郵送の場合は、この期間内に下記の「公述申出書提出先」に到着したものを有効とします。
- なお受付時間は、各提出先機関の勤務時間内とします。

4. 提出書類

- ① 「公述申出書」（必要事項に記入もれが無いようにしてください）
- ② 「意見の要旨」（公述したい意見の内容を簡潔にまとめてください）

5. 公述申出書提出先

- 滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- 大津市都市計画部都市計画課 〒520-8575 大津市御陵町3-1
- 草津市都市計画部都市計画課 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
- 守山市都市経済部都市計画・交通政策課 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
- 栗東市都市整備部都市計画課 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
- 野洲市都市建設部都市政策課 〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1
- 湖南市都市建設部都市政策課 〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地

6. 「意見の要旨」を書く際の注意事項

- ① 「意見の要旨」は、800字（400字詰め原稿用紙2枚）以内でお願いします。（※配布する原稿用紙以外の紙も使用可能ですが、冒頭に「意見の要旨」との記載と、申出者の氏名を記載願います。）
- ② 公述申出の意見は、「都市計画区域の区域区分」の変更案に関するもので、公共的公益的立場からの意見をお願いします。

7. その他の注意事項

- ① 公聴会は、公開の場で意見を述べる場となります。報道機関へも事前に開催のお知らせをしますので、当日は取材録音等がなされることがあります。また、公述いただく内容は、議事録等に記載され、一般に公開されることがありますので、予め御了承願います。
- ② 公聴会の運営の都合から、公述申出をされた方全てが公述できない場合や、公述時間を制限する場合がありますので、御了解願います。
- ③ 公述申出された方には、受付期間が終了した後、申出があった全ての意見の内容を勘案した上で、公述していただくか否かを、公聴会開催日までに、改めて御連絡いたします。
- ④ 提出いただいた書類は、返却いたしませんので御了解願います。

8. 問い合わせ先

滋賀県土木交通部都市計画課 都市計画係

電話番号：077-528-4182 F A X 番号：077-528-4906